

統計表利用上の注意

- 1 産業分類（中分類）別及び事業所規模別において調査事業所、集計事業所数が少ないため公表しない産業及び規模は、項目の省略または一表示としているが、それらもそれぞれの合計に含めて集計している。
- 2 実質賃金指数は、名目賃金指数を福岡市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除いたものである。
- 3 統計表中の数値は四捨五入しているため、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値と一致しない。
- 4 前年比などの増減率は、調査事業所の抽出替えに伴うギャップ等を修正した指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
また、指数、前年比などの増減率は、調査事業所の抽出替え等に伴い、将来、改訂されることがある。（直近では、平成21年1月分調査において抽出替えに伴うギャップの修正を行った。）
なお、指数は、平成17年を基準時とし、平成17年の平均値を100としている。
- 5 産業分類の変更について
毎月勤労統計調査地方調査においては平成22年1月分結果から、平成19年11月に改定された日本標準産業分類（以下「新産業分類」という。）に基づく集計結果を公表することにした。
これに伴い、時系列の接続を図るため、新産業分類に基づく産業大分類の一部について、平成17年の指数との接続を行っているが、新設や分類内容に大幅な変更があった、産業大分類については、当面の間、指数の作成が出来ないため、指数の掲載はしていない。
なお、平成21年以前と接続しない産業の指数、前年比は算出ができないため、表中において「―」と標記している。
 - 指数の接続を行った産業
「調査産業計」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、
「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、
「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」
 - 指数の接続を行わない産業
「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、
「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、
「サービス業（他に分類されないもの）」
- 6 記号の意味
 - 「0.0」 0.05未満
 - 「―」 数値が皆無または不明、もしくは集計事業所が少ないため秘匿としたもの